

契約保養施設の利用（小田急リゾート）について

当組合が株式会社小田急リゾートと契約した保養施設を利用できます。

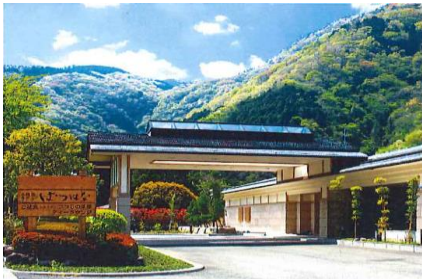
・保養施設名



箱根（芦ノ湖畔）小田急 山のホテル
〒250-0522
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根 80
TEL 0460-83-6321



箱根ハイランドホテル
〒250-0631
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原品の木 940
TEL 0460-84-8541



ホテル はつはな
〒250-0313
神奈川県足柄下郡箱根町須雲川 20-1
TEL.0460-85-7321

- ・利用料金 一般の宿泊料よりも安い契約料金で利用できます。
(施設により500円～2,000円程度一般料金より安くなります)
宿泊料は曜日や季節等が変わりますので、詳しくは各保養施設にご確認ください。
- ・利用期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
- ・利用方法 ①宿泊利用者が、直接施設へ予約の申込をしてください。
予約の際は、必ず当組合の加入者であることを施設側に伝えてください。
②利用当日は、必ず当組合の被保険者証（健康保険証）を契約施設のフロントに提示してください。
被保険者証（健康保険証）の提示の無い場合は、契約料金での宿泊はできません。
③キャンセルの場合は、必ず予約施設にご連絡ください。
キャンセルの場合は、利用予定日までの日数によりキャンセル料が発生します。
- ・利用回数 契約保養施設の利用回数の制限はありません。また、宿泊日数の制限はありません。
ただし、契約保養施設等利用補助を利用できますが、補助の利用は組合員及び組合員世帯に属する被保険者一人につき年度内3泊（3回）までです。
- ・その他 施設が満員等の場合は、利用することができません。
季節によりキャンペーン価格が設定されることがあります。